

基金だより

2013年4月

住友ゴム連合企業年金基金



「吉野山の桜」 <奈良県>

平成25年度 基金予算のお知らせ

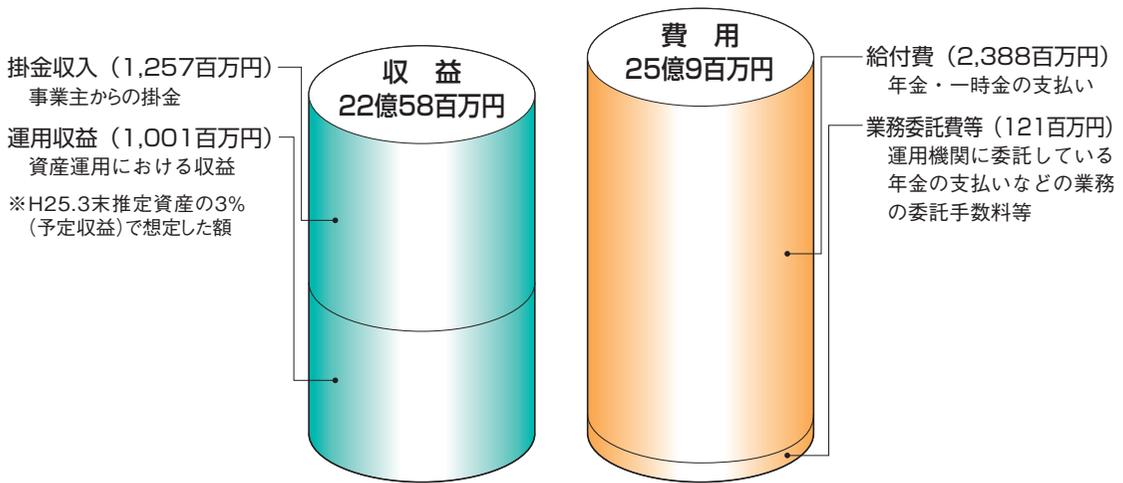
〔 3月4日に開催されました第20回代議員会で、当基金の平成25年度予算が可決・承認されました。その概要をお知らせいたします。 〕

年金資産は354億9千万円に

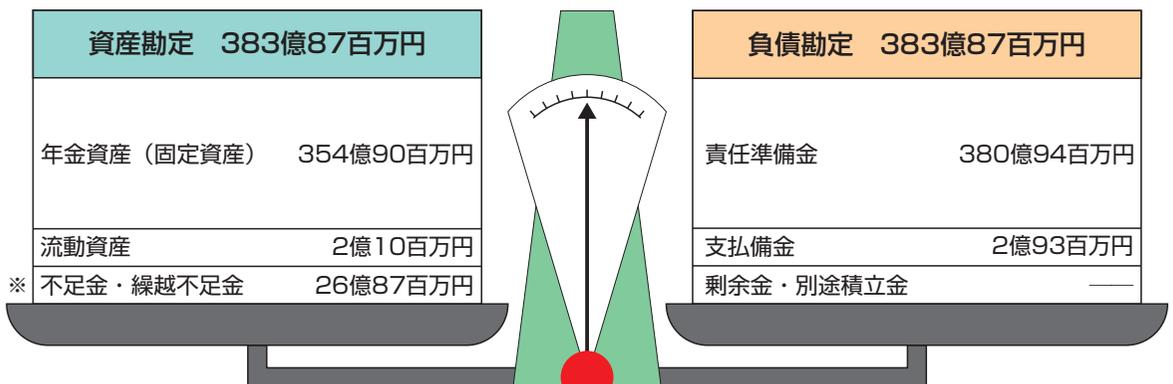
年金経理

年金・一時金の支払いや、その財源となる資産の積立状況をみる会計です。

〔 **1年間の収支見込み** 基金の主な収入源である掛金、年金・一時金の支払い、年金資産の運用損益などの1年間の収支を見込みます。
(予定損益計算書・経常収支) 〕



〔 **財政バランス** 将来の年金・一時金の支払いに備えて、当年度末までに積み立てておくべき必要額 (数理債務) と、保有する年金資産とのバランスを予測します。
(予定貸借対照表) 〕



※H24.12末までの運用収益率3.79% (実績)をもとに算出したものです。H25.3末の運用実績によって変動します。尚、H25.3末の運用収益率は11.92%(見込)となり、大幅に不足金の解消がすすむ見込みです。

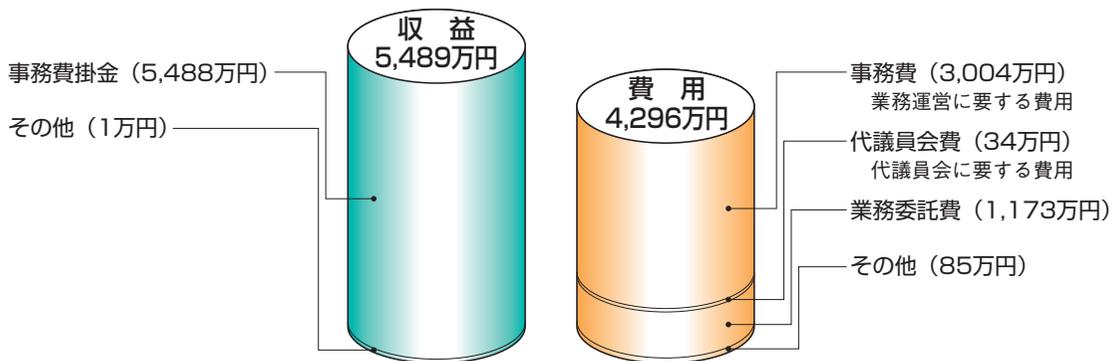


業務経理・業務会計

基金の業務運営に必要な経費を処理します。

当基金は、加入事業所からの掛金（事務費掛金）により運営されています。そのため1人当たり月額470円を事業主負担で徴収しています。

尚、平成25年度末（H26.3末）の資産残高は94百万円程度となる見込みです。



予算の基礎数値

平成25年度の当基金の予算は、次の基礎数値に基づいて作成しました。

1. 設立事業所数： 27社

2. 加入者数： 9,730人

3. 掛金	標準掛金	1,046百万円
	特別掛金	211百万円
	事務費掛金	55百万円

4. 給付	年金給付	1,134百万円
	脱退一時金	290百万円
	選択一時金	933百万円
	遺族一時金	31百万円



CLOSE up! 国の年金制度

世代間公平性の観点から 年金の特例水準を解消

デフレ経済からの脱却とともに、マクロ経済スライドの実施など年金制度の安定性が求められています。

本来より2.5%高い年金額が 将来の年金財政にも影響

現在の年金額は、平成11～13年の物価下落時（1.7%）に年金額を特例的に据え置いたため、本来よりも高い水準になっています（特例水準）。特例水準については、物価が上昇しても年金額を据え置くことで解消する予定でした。しかし、その後も賃金・物価は下落傾向が続き、しかも、特例水準と本来水準の年金額改定のルールの違いもあり、両者の差は23年度時点で2.5%に拡大しました。

特例水準と本来水準の差を年金額全体で見ると、年間約1兆円と見込まれ、このままでは将来の年金財政にも影響を与えます。そこで政府は、保険料を納めている現役世代との公平性を図る観点から、特例水準を早期に解消するための法案を国会に提出。平成24年11月16日に成立し、同26日に公布しました。

物価スライドとは別に 25年度から特例水準を解消

特例水準の解消は平成25～27年度にかけ3段階で実施されます。具体的には、通常物価スライドとは別に、25年10月に1.0%、26年4月に1.0%、27年4月に0.5%ずつ年金額が引き下げられます。

総務省が発表した平成24年平均の消費者物価指数は23年平均と同じだったため、25年度の年金額は24年度と同額になります。ただし、同額なのは4～9月分までで、10月以降は特例水準の解消により1.0%引き下げられます（表参照）。表のうち、26年4月以降は物価や賃金の変動しない前提（年金額が25年4月時点と同額）の年金額です。物価や賃金が下落した

場合は、その下落率を加えて引き下げられ、物価や賃金上昇した場合は、特例水準解消の引き下げ率は減少します。

特例水準の解消で 年金制度は本来の姿に

特例水準の解消は、年金制度にとって大きな意味があります。

平成16年改正により、将来の負担（保険料）の上限を設定し、その範囲内で給付のバランスを図るしくみとして「保険料水準固定方式」と「マクロ経済スライド」が導入されました。

年金額を改定する際、少子高齢化の影響を反映させるのがマクロ経済スライドで、これまでの年金改定率から「公的年金加入者の減少率（少子化の反映）+平均余命の伸び率（高齢化の反映）」を差し引いて、年金額が決定されます。給付と負担の均衡がとれた段階で、マクロ経済スライドによる調整も終了します。

マクロ経済スライドは、特例水準の解消が前提だったため、いまだ実施されていません。今回の措置は、単なる年金額の引き下げではなく、デフレ経済からの脱却とともに、年金制度を本来の姿に戻す意味があります。

■平成25年度以降の年金月額の推移 （特例水準解消）のイメージ

年 月	基礎年金(満額)	厚生年金(標準世帯)*
H25年4月～9月	65,541円	230,940円
H25年10月～ (▲1.0%)	64,875円 (▲666円)	228,591円 (▲2,349円)
H26年4月～ (▲1.0%)	64,200円 (▲675円)	226,216円 (▲2,375円)
H27年4月～ (▲0.5%)	63,866円 (▲334円)	225,040円 (▲1,176円)

※夫が平均的収入(平均標準報酬36.0万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金をうけ始める場合の給付水準。
*H26年4月以降は仮に物価・賃金の上昇も下落もしない前提の年金額。

「65歳になったら節目の手続」

60歳台前半の 老齢厚生年金を 受けていた人は

60歳台前半の老齢厚生年金を受けていた人には、ハガキ形式の「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」が65歳になる月（1日生まれの人は誕生月の前月）の初めごろに送られてきます。必要事項を記入して、65歳の誕生月の月末（1日生まれの人は前月末）までに到着するように日本年金機構に返送します。

日本年金機構では、この年金請求書に基づいて年金の変更手続を行います。

年金の変更手続が行われた人には、「国民年金・厚生年金保険年金決定通知書・支給額変更通知書」が送られ、60歳台前半の老齢厚生年金に代えて、老齢基礎年金と老齢厚生年金が受けられるようになったことが通知されます。

なお、このときは新たな年金証書は発行さ

れず、60歳台前半の老齢厚生年金の年金証書がそのまま引き継がれます。

65歳ではじめて 年金を受ける人は

65歳ではじめて老齢基礎年金と老齢厚生年金を受ける人は、必要書類を用意し、年金請求の手続をします。必要書類および手続先は、60歳台前半の老齢厚生年金の場合と同様です。

なお、日本年金機構の年金加入記録で年金の資格期間を満たしていることを確認できる人には、65歳になる3ヵ月前に、基礎年金番号・氏名・性別・住所・年金加入記録をあらかじめ印字した「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）」とリーフレットが、日本年金機構から送られてきますので、それを使用します。

手続をすると、年金額などを記入した「年金決定通知書」と「年金証書」が送られてきます。



年金の 繰り下げ 受給

- 65歳から受ける老齢厚生年金、老齢基礎年金は、受給開始を遅らせて、66歳以降の希望する年齢から受けることができます。このとき、繰り下げた期間に応じて、年金額が増額されます（上限60ヵ月）。
- 60歳台前半の老齢厚生年金を受けていた人が、老齢厚生年金・老齢基礎年金いずれかを繰り下げて受けたいときは、日本年金機構から送られてくる「年金請求書」（ハガキ形式）の繰り下げ希望欄に○をつけて返送します。両方の年金を繰り下げの場合は、66歳以降にあらためて手続をします。

配偶者が自分の年金を受けられるようになったとき

加給年金額を受けている年金受給者で、加給年金額の対象となる配偶者*が、自分の公的年金等を受けられるようになると下記の①～③のように届出が必要な場合があります。

※年金受給者より年下であること、年金受給者に生計を維持されている（年収が850万円未満であること）ことが前提となっています。

① 配偶者が働くことなく結婚（20歳から国民年金に加入）し、専業主婦である場合

▶ 配偶者は自分の老齢基礎年金を65歳から受けられるようになるため、加給年金額は配偶者が65歳になると受けられなくなります。ただし、配偶者が昭和41年4月1日以前生まれであれば配偶者の老齢基礎年金に生年月日に応じた振替加算が上乘せされます。

手続 配偶者が年金請求手続をすれば、年金受給者による届出は不要

② 配偶者も働いていたが、厚生年金保険の加入期間が20年未満で退職し、その後専業主婦である場合

▶ 配偶者の厚生年金保険の加入期間が20年未満なので加給年金額を受けられますが、配偶者が65歳になると自分の老齢年金を受けられるようになるため、加給年金額は受けられなくなります。ただし、①の場合と同じように配偶者が昭和41年4月1日以前生まれであれば自分の年金に、生年月日に応じた振替加算が上乘せされます。

手続 配偶者が年金請求手続をする。これとは別に年金受給者による届出が必要

③ 配偶者が加入期間20年以上（中高齢の特例*の場合は15～19年）ある老齢厚生年金や障害年金、退職共済年金など一定の年金給付を受けられるようになった場合

▶ 配偶者がこのような年金給付を受けられる間は、加給年金額は支給停止となります。

手続 配偶者が年金請求手続をする。これとは別に年金受給者による届出も必要

●届出はできるだけ速やかに●

配偶者が年金を受けられるようになったら、年金受給者は速やかに「老齢・障害給付 加給年金額支給停止事由該当届」を、最寄りの年金事務所または街角の年金相談センターに提出してください。添付書類は必要ありません。届出が遅れたことにより加給年金額を受けすぎてしまうと、あとで返納しなければなりませんのでご注意ください。

※届出書は年金事務所、街角の年金相談センターで入手できます。

老齢・障害給付 加給年金額支給停止事由該当届

（配偶者加給年金額が加算されている受給者の配偶者が老齢・退職または障害を支給し、受給する年金を受けられるようになったことになったとき）

（注）年金額の変更について支給が停止されている場合は、届出する必要はありません

54	57	80	高 齢 社 会 保 険 年 金 コー ド										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	15	10	
① 年金証書の基礎年金番号および年金コード			12345678901150										
② 生 年 月 日			大	中	小	年	月	日					
			2	5	1	0	2	0					
③ 配 偶 者 の 氏 名			年 金 花 子										
④ 配 偶 者 の 生 年 月 日			男・大	中	小	年	月	日					
			3	0	0	4	0	5					
⑤ 配偶者が老齢厚生年金・障害厚生年金（支給事由を同じくする障害基礎年金を含む）以外に公的年金制度等から支給を受けることになった老齢・退職または障害を支給事由とする年金の名称およびその支給を行う制度の名称等			障害基礎年金 国民年金										
⑥ 年金証書の基礎年金番号・年金コード（注）			000-000000-0000										
⑦ 上記の年金を受けることになった年月日			昭和	年	月	日							
			2	5	0	4	0	1					

平成 25 年 4 月 10 日 届出

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
年金事務所 東京都千代田区千代田 5-5-24
年金花子
自宅の電話番号 03-XXXX-XXXX

（届書の「記入上の注意」をよく読んでから記入してください）

*生年月日が昭和26年4月1日以前の場合、40歳（女性は35歳）以降の加入期間が15～19年あれば、受給資格期間を満たす特例。

年金には税金がかかります

年金にかかる所得税は源泉徴収されます

国や基金から受ける年金は「雑所得」として所得税が源泉徴収されますが、受けている年金の種類および年金額によって源泉徴収される所得税額(源泉徴収税額)が異なります(下表参照)。なお、障害年金および遺族年金は非課税です。

●源泉徴収の対象となる年金額および源泉徴収税額

年金の種類	65歳未満	65歳以上	源泉徴収税額
国の年金	108万円以上	158万円以上	(年金支給額－介護保険料等の社会保険料)×7.6575%* (控除あり)
企業年金基金	年金額にかかわらず、すべての受給者		年金支給額×7.6575%*

※平成24年12月までは税率7.5%でしたが、平成25年1月以降の年金については復興特別所得税(所得税額の2.1%相当額)が合わせて徴収されているため、税率が7.6575%に変わっています。

「扶養親族等申告書」を提出すると、所得税の各種控除が受けられます◀…………

国の年金受給者は、一定の年金額を超えると源泉徴収の対象となり、毎年11月ごろに日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送られてきます。これを期限までに提出(郵送)すると、源泉徴収税額の算出の際に、申告書の内容に基づいて各種控除が受けられます。

源泉徴収時にきちんと控除を受けるために

国の年金から税金が徴収される際には、公的年金等控除や配偶者控除など各種の控除が受けられます。所得税の源泉徴収時にこの控除をきちんと受けるためには「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出が必要です。申告書は毎年11月に国から送られてきますが、この申告書を提出しないと、年金額の25%を一律控除して税額が計算されます。

確定申告で所得税額を確定します

国と基金など2ヶ所以上から年金を受けている人や、年金以外に給与所得のある人は、確定申告により所得税額を確定・精算しなければなりません。

確定申告は毎年2月16日～3月15日に住所地の税務署で行いますが、この際には、1月末までに国と基金から送付される源泉徴収票を添付します。また、確定申告時には源泉徴収時には受けられない社会保険料控除や医療費控除などが受けられますので、それぞれの証明書や領収書も添付します。

解答 [クロスワードパズル]

1	ナ	6	オ	9	シ	14	キ	ユ	ー
2	カ	フ	ン	シ	ヨ	ウ			
	ヤ		10	ク	ロ		18	ビ	ラ
3	ス	モ	ウ		15	カ	ン	ブ	
4	ミ	チ			13	エ	サ	コ	
	フ	ア	ン	タ	12	ジ	ー		
5	ア	ダ	ナ		16	テ	ガ	ル	

サクラナミキ (桜並木)



住友ゴム連合企業年金基金の

ホームページをご覧ください

加入者専用のページを開くには

ユーザー名：**srikikin**

パスワード：**10050**を入力してください。



カチッ
カチッ

ホームページアドレス

<http://www.sri-kikin-kenpo.or.jp/kikin>



タテ・ヨコのカギをヒントにマス目を埋めて、クロスワードパズルを解いてみてください。最後に「ちょうちょ」が入ったマス目の文字を組み合わせると解答になります。



1	6	9		14	17	
2			12			
			10		18	20
3	7			15		
4			13			
	8	11			19	
5				16		

ヨコのカギ

- 1 原稿の——が必要な部分に朱を入れる
- 2 春先、これでクシャミ連発という人も多い
- 3 本場所を楽しみにしている
——ファンも多いでしょうね
- 4 帰り——、——案内
- 5 ニックネームとも言います
- 8 魔法使いや妖精が登場するようなお話
- 10 敗北や有罪の色
- 13 釣り針につけます
- 14 「質問」の意味で使うアルファベット
- 15 組織で中心になる人。——候補生
- 16 準備や用意はあまり必要なし
- 18 街角で配られたりもします

- タテのカギ
- 1 仕事の中で途で入れる休憩
 - 6 電源を切ること
 - 7 トランプのババ抜き、
これがなくなれば勝ち
 - 9 空気がないこと。——掃除機
 - 11 キリであけます
 - 12 勝利や無罪の色
 - 13 コンパスで描けます
 - 14 思わぬ展開に——をつかれた
 - 15 雨が上がると、
ここに忘れ物が増えそう
 - 17 マークは〒です
 - 19 像、——自賛
 - 20 おいでおいでと熱心に誘うこと

クイズの解答は7頁をご覧ください。